

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業内容要約版

にしのみやしファミリー・サポート・センター（以下「サポートセンター」という。）は、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）とが相互援助活動をする会員組織です。

会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との二者間における請負または準委任契約に基づくものです。この準委任契約では活動の選択や判断の主体は会員自身です。依頼会員は自分の判断と意思で子供を提供会員に預け、提供会員は自分の判断・意思と責任のもとに子供を預かります

- ① 提供会員は市民の有償ボランティアです。
従って、依頼会員の希望に沿った紹介ができないことや引き受けてくれる人がいない可能性もあります。
- ② 活動内容は通所施設への送迎や帰宅後の預かり、保護者不在時や所用の時などの預かり、保護者宅での預かりなどがあります。
- ③ 家事はできません。
- ④ 車を利用した活動はありません。
- ⑤ 活動の前に、必ず事前打ち合わせをしていただきます。対象の子供と一緒に実際の預かりの場で依頼会員と提供会員が活動の内容や注意点について話し合い、お互いに合意してからの活動となります。
- ⑥ 発熱・下痢・嘔吐などの病児・病後児の活動や、家族や通所施設で感染症が発生している場合には活動できません。また、解熱剤の服用中も活動できません。
- ⑦ 警報発令時の活動はできません。
- ⑧ 発生する報酬のやり取りは依頼会員と提供会員の間で直接、手渡しでしていただきます。
- ⑨ 皆様の安全のためにいろいろな規則があります。必ず守ってください。

